

# 第 2 章

## 被保險者

## 第1節 国民年金の被保険者

- 国民年金の被保険者は、（第1号被保険者）、（第2号被保険者）、（第3号被保険者）の強制被保険者と、（任意加入被保険者）である。
- 強制被保険者は、（国籍要件）は問われない。
- 強制被保険者の種類の異動を（種別の変更）という。
- 日本国内に（住所）を有する（20歳）以上（60歳）未満の者であって第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないものは、国民年金の第1号被保険者とする。
- 厚生年金保険法に基づく（老齢給付等）を受けることができる者は、第1号被保険者とならない。
- （厚生年金保険の被保険者）は、国民年金の第2号被保険者とする。
- 第2号被保険者は、（国内居住要件）及び（年齢要件）は問われない。

## Point Check !

### 第1節 国民年金の被保険者

- 国民年金の被保険者は、（ ）（ ）（ ）の強制被保険者と、（ ）である。
- 強制被保険者は、（ ）は問われない。
- 強制被保険者の種類の異動を（ ）という。
- 日本国内に（ ）を有する（ ）以上（ ）未満の者であって第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないものは、国民年金の第1号被保険者とする。
- 厚生年金保険法に基づく（ ）を受けることができる者は、第1号被保険者とならない。
- （ ）は、国民年金の第2号被保険者とする。
- 第2号被保険者は、（ ）及び（ ）は問われない。

- (65歳)以上の者にあつては、(老齢又は退職)を支給事由とする給付の受給権を有しない被保険者に限つて、第2号被保険者となる。
- 第2号被保険者の(被扶養配偶者)のうち(20歳)以上(60歳)未満のものは、国民年金の第3号被保険者とする。
- 第3号被保険者は、(国内居住要件)は問われない。
- 第1号被保険者及び第3号被保険者は、(20歳)に達した日に、被保険者の資格を取得する。
- 第1号被保険者は、(日本国内)に住所を有するに至つた日に、被保険者の資格を取得する。
- 第2号被保険者は、(厚生年金保険の被保険者)の資格を取得した日に、被保険者の資格を取得する。
- 第3号被保険者は、(被扶養配偶者)となつた日に、被保険者の資格を取得する。
- 強制被保険者が死亡したときは、(その翌日)に被保険者の資格を喪失する。

## Point Check !

- ( ) 以上の者にあつては、( ) を支給事由とする給付の受給権を有しない被保険者に限つて、第2号被保険者となる。
- 第2号被保険者の( ) のうち( ) 以上( ) 未満のものは、国民年金の第3号被保険者とする。
- 第3号被保険者は、( ) は問われない。
- 第1号被保険者及び第3号被保険者は、( ) に達した日に、被保険者の資格を取得する。
- 第1号被保険者は、( ) に住所を有するに至つた日に、被保険者の資格を取得する。
- 第2号被保険者は、( ) の資格を取得した日に、被保険者の資格を取得する。
- 第3号被保険者は、( ) となつた日に、被保険者の資格を取得する。
- 強制被保険者が死亡したときは、( ) に被保険者の資格を喪失する。

- 第1号被保険者及び第3号被保険者が60歳に達したときは、（その日）に、被保険者の資格を喪失する。
- 第1号被保険者が日本国内に住所を有しなくなったときは、（その翌日）に、被保険者の資格を喪失する。
- 第2号被保険者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、（その日）に、被保険者の資格を喪失する。
- 第3号被保険者が被扶養配偶者でなくなったときは、（その翌日）に、被保険者の資格を喪失する。
- 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができるものは、第2号及び第3号被保険者を除き、（厚生労働大臣）に（申し出て）、任意加入被保険者となることができる。
- 日本国内に住所を有する（60歳）以上（65歳）未満の者は、第2号被保険者を除き、任意加入被保険者となることができる。

## Point Check !

- 第1号被保険者及び第3号被保険者が60歳に達したときは、（ ）に、被保険者の資格を喪失する。
- 第1号被保険者が日本国内に住所を有しなくなったときは、（ ）に、被保険者の資格を喪失する。
- 第2号被保険者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、（ ）に、被保険者の資格を喪失する。
- 第3号被保険者が被扶養配偶者でなくなったときは、（ ）に、被保険者の資格を喪失する。
- 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができるものは、第2号及び第3号被保険者を除き、（ ）に（ ））、任意加入被保険者となることができる。
- 日本国内に住所を有する（ ）以上（ ）未満の者は、第2号被保険者を除き、任意加入被保険者となることができる。

- （日本国籍）を有する者その他政令で定める者で、日本国内に住所を有しない（20歳）以上（65歳）未満のものは、第2号及び第3号被保険者を除き、任意加入被保険者となることができる。
- 任意加入の規定による申出をした者は、その（申出をした日）に被保険者の資格を取得するものとする。
- 任意加入被保険者は、（いつでも）、厚生労働大臣に申し出て、被保険者の資格を喪失することができ、その（申出が受理された日）に喪失する。
- 任意加入被保険者は（65歳）に達したとき、被保険者の資格を喪失する。
- 任意加入被保険者は、老齢基礎年金の額の計算に反映される月数を合算した月数が（480）に達したとき、被保険者の資格を喪失する。
- 日本国内に住所を有する20歳以上65歳未満の任意加入被保険者は、保険料を（滞納）し、（督促）の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき、被保険者の資格を喪失する。